

岐阜県公報

第 二 百 四 十 号
令 和 三 年 十 月 八 日
(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 五二七^ハ

告 示

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(市町村課) 五二八

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約の適用期日

(同) 五二八

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治山課) 五二八

保安林に指定する予定である旨の通知

(同) 五二九

道路の区域変更

(道路維持課) 五二九

道路の供用開始

(同) 五二九

収用委員会告示

(収用委員会) 五三〇

土地収用法施行令に基づく公示による通知

(農地整備課) 五三〇

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 五三〇

規 則

岐阜県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百十三号

岐阜県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県健康増進法施行細則(平成十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

1 栄養マネジメント加算	2 窓口移行加算	3 窓口維持加算	4 療養費加算	5 在宅療養マネジメント改善加算
6 再入院時栄養指導加算	7 その他()			

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百二十六号

東濃中部病院事務組合管理者加藤淳司から、次の規約により公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の第二項の規定により告示する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、東濃中部病院事務組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を岐阜県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の定める日から適用する。

岐阜県告示第四百二十七号

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約は、令和三年十月八日から適用する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市坂下字谷五九六の二（次の図に示す部分に限る。）、五七一の九、五七一の一〇、五八〇の一六、五八一の二二から五八一の一五まで、六〇〇の二四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字川平七三〇八の一〇四から七三〇八の一〇六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字かがみが平一七三六の二三、一七三六の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
一般 国道	百五十六号	大野郡白川村大字大牧から開谷八四七番一地先から同郡同村大字同字栃コウド八三番四地先まで		前 九・一 後 二・七	前 二七〇・七 後 一七〇・七	

岐阜県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	明金山線	郡上市明宝畑字宮尾一九二番一七七地先から同市同字同一九二番一七七地先まで	九六・一	令和 三〇・八	令和 三・八・二七

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第五号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

令和三年十月八日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

公示による通知

氏名及び住所不明。ただし、最後の本籍 京都府京都市北区紫野下柏野町二番地、死亡時の住所 アメリカ合衆国テキサス州ベンプルック市パロミノドライブ三九三番地（亡）加藤満紀子の相続人

住所不明。ただし、（亡）加藤満紀子に係るアメリカ合衆国テキサス州衛生局発行死亡証明書記載の二〇一六年三月三十一日時点の住所 アメリカ合衆国テキサス州ベンプルック市パロミノドライブ三九三番地 加藤理沙

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により右の者に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県県土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

令和三年十月八日付け令和三年岐収委第五号及び第六号収用事件第二回審理の開催について（通知）

（注意） 右書類を受領しないときは、令和三年十月二十九日をもってその書類の通知があつたものとみなします。

令和三年十月八日

岐阜県収用委員会

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

中山間地域総合整備事業	益田北東部地区（農道整備）	令和 二・五・二〇
事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日

令和三年十月八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社